

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	松伏町 (114651)
地域名 (地域内農業集落名)	大川戸、金杉地区 (本田、下新田、上新田、宿、新川、新々田、大角、金杉本田、金杉新田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	224.91 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	177.50 ha
② 田の面積	180.69 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	44.22 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	39.50 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	166.23 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	134.96 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	39.62 ha
(備考)遊休農地面積0.77ha(うち1号遊休農地0.77ha) ⑤は、松伏町内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区の農業者の平均年齢は73歳となっており、農業者年齢が70歳以上の農地は134.96haで、その面積は地区内の約60%を占める。
生産される農作物は、水稻、露地・施設栽培の野菜等があり、そのうち田は180.69haで、その面積は地区内の約80%を占める。
当地区の営農者は、人・農地プランの中心経営体のほか認定農業者などの地域の担い手や自作者が広く営農しているが、今後、一層の高齢化が進むにつれて遊休農地の増加が懸念されることから、持続的な農地利用を図るため、担い手への集積・集約化を推進することが課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

農地の大半を占める田について、主食用米の生産を中心に飼料用米などの転作作物の生産にも取り組み、畑については、引き続き露地・施設栽培による各種野菜、いちご、花き等の生産を継続し、それぞれ農業経営の安定化を図る。
また、担い手の経営の効率化やコスト削減等を目的として、農地中間管理機構を活用した集積・集約化の推進を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構を介した貸借を基本とし、担い手による農地の集積・集約化を段階的に進める。
初回策定時においては、1(1)④に該当する農地を人・農地プランの中心経営体を中心とした担い手が担うこととし、以後、必要に応じて新たな担い手の参入も含めた計画の見直しを図る。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	24 %	将来の目標とする集積率	56 %
--------	------	-------------	------

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標
地域の担い手や自作者が広く営農している現状を踏まえ、現時点で明確に数値化した団地化目標は設定しないが、集約的広がりを目指した目標地図を作成する。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
目標地図で担い手が担うこととする農地については、近辺で既に耕作している担い手を基本とすることで集約的広がりを旨とする。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構を積極的に活用し、円滑な農地の集積、集約化を図る。 また、農地中間管理機構の制度理解を深めるため、周知活動に努める。
(3)基盤整備事業への取組
農地の集積、集約化が進み、さらなる効率化等のために大区画化等の基盤整備が必要になる場合、地域の意向を踏まえて必要な取り組みを行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
農地の集積、集約化の過程において、新たな担い手の参入が必要となる場合、当地区内外からの多様な経営体の参入を検討、調整する。 新たな担い手の育成については、埼玉県春日部農林振興センター、JAさいかつ等と連携し、多方面からのサポートを講じるものとする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農地の集積、集約化が進み、担い手の一層の効率化やコスト削減が期待できる農作業委託(ドローンによる一体的な防除等)がある場合、導入を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和15年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻	13.49 ha	ha	水稻	60.85 ha	ha	緑色	
認農	B	水稻	10.42 ha	ha	水稻	25.54 ha	ha	ピンク色	
認農	C	野菜	1.30 ha	ha	野菜	1.30 ha	ha	黄色	
認農	D	水稻	6.77 ha	ha	水稻	15.98 ha	ha	青色	
認農	E	水稻	6.39 ha	ha	水稻	10.44 ha	ha	オレンジ色	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	5経営体		38.37 ha	0 ha		114.11 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

